

「生活習慣病予防健診」がおすすめ!

おすすめポイント① 健診費用の約7割を補助!

一般健診の対象者：35歳～74歳の被保険者
最高額19,635円の健診が、自己負担額最高5,500円で受診できます!

おすすめポイント② がん検診がセット!

肺・胃・大腸がん検診を含み、さらに40歳以上の偶数年齢の女性は乳・子宮頸がん検診の追加受診が可能! (別途自己負担あり)

※子宮頸がん検診の単独受診も引き続き可能です
(20歳～38歳の偶数年齢の女性被保険者)

おすすめポイント③ 節目健診が利用可能! ※令和7年度までの一般健診+付加健診と同様の内容です

一般健診の検査項目に尿の詳しい検査や腹部超音波検査、眼底検査などを加えた健診が受診できます。
対象者：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の被保険者
自己負担額：最高8,280円

補助内容が拡充しました!

① 補助対象が若年層にも拡大

対象者：20歳、25歳、30歳の被保険者
※胃・大腸がん検診は除く
自己負担額：最高2,500円

② 骨粗しょう症検診を開始

対象者：40歳～74歳の偶数年齢の女性被保険者
※一般健診・節目健診受診者に限り
自己負担額：最高1,390円

さらに! 「人間ドック健診」補助が始まりました!

一般健診の項目に血液の詳しい検査や眼圧検査、医師による健診結果の説明を加えた、より詳しく体の状態を調べることができる、検査項目が充実した健診です。

対象者：35歳～74歳の被保険者 補助額：最高25,000円

※年度内にお一人様につき1回、生活習慣病予防健診または人間ドック健診のいずれかの健診費用の補助をご利用いただけます。

健診受診後の行動が大切!

健診の結果、生活習慣の改善が必要な40歳から74歳までの被保険者の方は、専門家である保健師等から健康サポート(特定保健指導)を無料で受けられます。

事業主様におかれましては、対象となった方が生活習慣の改善に取り組むことが大切な従業員の皆様の健康を守ることに繋がりますので是非ご利用ください。

また、健診の結果、医療機関への受診が必要と判定されたら必ず受診しましょう。

けんぽアプリをリリースしました!

電子申請を利用できるほか、健康に役立つ情報をお届けします!



推奨動作環境 iOS18.0以降、Android OS 12以降
※通信料は利用者負担となります。
※AppleとAppleのロゴは米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。App StoreはApple Inc.のサービスマークです。
※Google PlayおよびGoogle PlayロゴはGoogle LLCの商標です。

お問合せ

協会けんぽ 広島支部
ホームページはこちら



皆様の行動が保険料率を変える

大きな力になります!

インセンティブ制度



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは

「インセンティブ制度」とは、協会けんぽ47都道府県支部のうち、5つの評価指標の評価結果が上位15位以内の支部に報奨金(インセンティブ)が与えられ健康保険料率の引下げにつながる制度です。

広島支部の令和6年度実績は、全国25位のため、インセンティブの獲得はできませんでした。
インセンティブを獲得できる15位以内を目指して一緒にがんばりましょう!

詳しい取組指標や結果は、次のページをご覧ください。

インセンティブによる保険料率引下げのイメージ



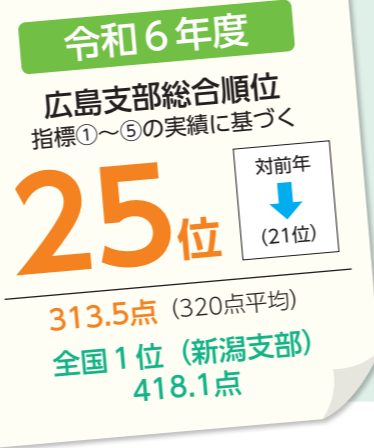
インセンティブの獲得に向けて

皆様に取組をお願いしたいこと

指標① 特定健診等の実施率

特にお願い
します

- 協会けんぽの健診を毎年、必ず受診しましょう。
 - 被保険者（ご本人）の方は生活習慣病予防健診もしくは人間ドック健診を受診しましょう。※対象年齢は裏表紙をご確認ください。
 - 【事業主様へ】生活習慣病予防健診を利用されない方の健診結果を協会けんぽにご提供ください。
 - 40歳以上の被扶養者（ご家族）の方は特定健診を受診しましょう。



指標② 特定保健指導の実施率

- 健診結果で「生活習慣の改善が必要」と判定された場合は、「特定保健指導」を受けましょう。
 - 特定保健指導は、健診当日に健診機関で実施するほか、保健師等が事業所を訪問し実施します（オンライン可）。
 - 【事業主様へ】協会けんぽから「特定保健指導のご案内」が届きましたら、対象者の方へのお声かけをお願いします。



指標③ 特定保健指導対象者の減少率

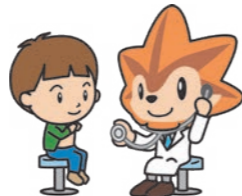
- 特定保健指導は、保健師等の指示に従い、プログラムを中断することなく最後まで継続しましょう。
 - 【事業主様へ】特定保健指導終了後も「生活習慣の改善」における情報提供や定期的なお声かけなど、職場全体の健康づくりの推進（健康経営®）をお願いします。



指標④ 要治療者の医療機関受診率

特にお願い
します

- 健診の結果、「要治療」「要精密検査」と判定されたら、早期に受診しましょう。



指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

- 医療機関でお薬が処方される際に、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」使用の希望を伝え、積極的に利用しましょう。



※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

他の事業所はどう取り組んでいるの？

広島支部では、「健康経営®」に積極的に取り組まれている事業所の取組をまとめた「ひろしま企業健康宣言 好事例集」を作成しています。ぜひ、取組（指標①～④）のご参考にをご覧ください。



詳しくは
こちら



協会けんぽ広島支部
ホームページ

インセンティブを獲得すると、具体的にいくら安くなるの？

令和6年度実績が1位の新潟支部のインセンティブ制度分**0.21%**
標準報酬月額が30万円の方の場合、労使折半前の金額で算出すると…

1ヶ月あたり

30万円×0.21%=**630円**

1年間あたり

630円×12ヶ月=**7,560円**

従業員50名の事業所
1年間あたり

7,560円×50名=**378,000円**



年間で見ると、大きな金額の差につながります！



よくあるご質問

Q1 | いつの実績が、いつの保険料率に影響するのですか？

A1 | 当年度の実績が、2年度後の保険料率に反映されます。
 ≪例≫ 令和8年度の実績は、令和10年度の保険料率に反映されます。

Q2 | 実績は事業所ごとに評価されますか？

A2 | 事業所ごとではなく都道府県支部ごとに評価され、保険料率が決定されます。
 広島支部にご加入の皆様 **一人ひとりの行動の積み重ねが重要**になります。

広島支部のインセンティブの獲得に向けて、
一緒に頑張りましょう！